

部長及び参事官

殿

所 属 長

免許発第14号

平成28年1月18日

10年保存(口訓)

本 部 長

特定任意講習の実施要領の制定について(通達甲)

特定任意講習の実施要領については、「特定任意講習の実施要領の制定について(例規)」(平成6年8月8日高免発第295号)を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「特定任意講習の実施要領」を定め、平成28年2月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 特定任意講習の実施要領

#### 第1 趣旨

この要領は、特定任意講習（以下「講習」という。）を適正かつ効果的に行うため必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 基本的留意事項

##### 1 講習実施機関

講習は、公安委員会が運転免許更新時講習を委託した業者（以下「実施機関」という。）が行うものとする。

##### 2 講習対象者

講習の対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし、自動車等の運転に関して、ほぼ共通の条件下にあると認められる者からの要請により行うものとし、原則として30人以上の学級編成によって行うこと。

なお、講習を受けようとする者には、講習の対象者は必ずしも6月以内に運転免許証の更新を受けようとする者に限るものではないが、更新時講習の受講免除の対象となるのは6月以内の更新予定者に限られることを明示し、誤解が生じないように留意すること。

#### 第3 講習の申出と受理等

##### 1 講習の申出

講習の申出は、受講者が高知県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第5号）別記様式第15号の6の更新時講習等受講申出書により公安委員会に対して行うものとする。

なお、受講の申出を受理したときは、その都度実施機関と緊密な連絡調整を図ること。

##### 2 講習の実施場所

講習は、原則として実施機関の講師が要請先の施設等に出向いて実施するものとする。

##### 3 講習終了後の措置

実施機関は、講習を終了した者には、その者の表彰講習カードにその年月日と終了した旨の証明を行うものとする。

なお、講習を終了した者からの申出があった場合は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の2の規定による運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）別記様式第2号の特定任意講習終了証明書を交付すること。

#### 第4 講習の実施時間

実施時間は2時間とし、講習の科目、時間割り等は、別表の特定任意講習の講習科目、時間割り等に関する細目のとおりとする。

#### 第5 実施機関との連携

講習は、自動車等の運転に関する技能及び知識の向上を図るために行うものであり、最大の効果があがるように実施機関と緊密な連携を図らなければならない。

#### 第6 更新時講習の受講免除対象期間の確認

講習は随時受講することができるが、更新時講習の受講免除の対象となる者は次の者に限られることから、講習の受講日や生年月日を確認し、誤りのないようにすること。

- 1 更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者で、更新申請書を提出した日前6月以内に講習を受講しているもの
- 2 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に講習を受講している特定失効者
- 3 免許申請書を提出する日における年齢が70歳未満の者で、同日前1年以内に講習を受講している特定取消処分者

## 別表（第4関係）

## 特定任意講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
開講	講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明		10分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態	高知県の交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明すること。	
	(2) 交通事故の特徴	地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明すること。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え	運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務があることを指導すること。	10分
	(2) シートベルト・ヘルメットの着用	シートベルト・ヘルメットの着用に関し、その必要性和効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導すること。	
	(3) 交通事故を起こした加害者の責任	交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明すること。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等を説明して認識させること。	
	(4) 交通事故を起こした運転者の義務	警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。	
	(5) 負傷者の救護措置	救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明すること。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識	受講対象に応じたDVD等を活用し、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせること。	40分
	(2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明すること。	
	(3) 危険予測と回避方法等	DVD等を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的な危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させること。 身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて自ら考えさせ、意見を出させ討論させること。	
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導	安全運転自己診断等により実施し、自らの運転特性を自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。	60分
	(2) 運転適性検査機材の使用による診断と指導	運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導すること。	
	(3) 運転シミュレータ操作による診断と指導	運転シミュレータを操作させ、交通事故やその他交通危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づき指導を行うこと。	
	(4) 実車による診断と指導	実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づき安全指導すること。	
講習時間合計			120分

## 備考

- 講習科目1から3までの講義方法は講義（教本、視聴覚教材等）により、講習科目4の講義方法は実技等（教本、運転適性検査器材、運転シミュレータ、自動車、視聴覚教材等）により行うこと。
- 講習科目4の講習細目は、重点を絞り選択して実施すること。